



2022年5月25日

各 位

会 社 名 株式会社大戸屋ホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 蔵 人 賢 樹  
(コード番号 2705 東証スタンダード)  
問 合 せ 先 取締役経営管理本部長 羽 田 正 貴  
( T E L 0 4 5 - 5 7 7 - 0 3 5 7 )

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月25日開催の取締役会において、2022年6月24日開催予定の第39回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
- ① 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
  - ② 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
  - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
  - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (2) 独立かつ客観的な経営の監督機能の維持・向上のため、株主総会及び取締役会の招集権者および議長が取締役社長に限定されている現行定款第15条及び第23条を変更し、その他の取締役が招集権者および議長になることを可能とするものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会	2022年6月24日
定款変更の効力発生日	2022年6月24日

以上

【別紙】

定款変更案

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
<p>第4章 株主総会および種類株主総会</p> <p>第13条及び第14条 (条文省略)</p>	<p>第4章 株主総会および種類株主総会</p> <p>第13条及び第14条 (現行どおり)</p>
<p>第15条 (招集権者および議長)</p> <p>株主総会 (種類株主総会を含む。以下、本章において同じ。) は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</u></p> <p>2. 株主総会においては、<u>取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</u></p>	<p>第15条 (招集権者および議長)</p> <p>株主総会 (種類株主総会を含む。以下、本章において同じ。) は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、<u>取締役会が定める取締役が招集する。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</u></p> <p>2. 株主総会においては、<u>取締役会の決議に基づき、取締役会が定める取締役が議長となる。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</u></p>
<p><u>第16条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第16条 (電子提供措置等)</u></p> <p><u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. 当会社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>第17条及び第18条 (条文省略)</p>	<p>第17条及び第18条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第5章 取締役および取締役会</p> <p>第19条～第22条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第5章 取締役および取締役会</p> <p>第19条～第22条 (現行どおり)</p>
<p>第23条 (取締役会の招集権者および議長)</p> <p>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p>	<p>第23条 (取締役会の招集権者および議長)</p> <p>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議に基づき、取締役会が定める取締役</u>が招集し、議長となる。<u>当該取締役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p>
<p>第24条～第30条 (条文省略)</p>	<p>第24条～第30条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第6章 監査等委員会</p> <p style="text-align: center;">)</p> <p style="text-align: center;">第8章 計算</p> <p style="text-align: center;">(条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第6章 監査等委員会</p> <p style="text-align: center;">)</p> <p style="text-align: center;">第8章 計算</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置) (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p>(株主総会資料の電子提供制度導入に関する経過措置)</p> <p><u>現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更案第16条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から6ヶ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

以 上